

新法人作業部会本会合の結果概要について

平成9年11月28日

科学技術庁

1. 日 時 平成9年11月25日(火) 15:00~17:00

2. 場 所 科学技術庁 第1, 第2会議室

3. 議 題 (1) 新法人の基本構想案について
(2) その他

4. 結果概要

(1) 新法人作業部会の中間取りまとめとして作成された新法人の基本構想案について、鈴木部会長及び新法人タスクフォースより説明がなされ、集中的に議論が行われた。議論の結果、各意見を踏まえ、部会長一任の形で本案について必要な修正を行った上で、作業部会の中間的とりまとめとして12月2日の動燃改革検討委員会に報告することとされた。

(2) 主な議論は以下のとおり。

○新法人の経営等について、基本的な目標は良いがそのやり方など一部細かく規定しすぎており新法人の理事長の裁量を奪ってしまうのではないかと意見が多く出され、一方、経営を問題視された動燃が新法人に移行するのだからある程度細かい点まできちんと提案すべきといった意見や、動燃がどう変わるのか示す必要がありある程度細かい記述も必要との意見が出された。

○経営審議会について、外部評価機関ということだが本当に機能するのか、諮問機関と評価機関の二面制を持つが両者は両立するのか、あまり外から縛ると理事長の裁量権が無くなってしまいうし責任が曖昧となるなどの意見が出され、また、現在の案もその趣旨でできているが表現に問題がある旨の補足がなされた。

○今回の基本構想案の難しさは、動燃が反省を求められていることから当面の措置としてそれに対応するとともに、新法人としての中長期のことも考えていくことが必要な点であり、当面のこと、移行期間的なこと、長期的なことなどを区別して整理すれば良いのではないかと指摘がなされ、また、整理縮小事業も含め、動燃からの引き継ぎを一気に整理するのは困難であり十分な過渡期間の対応が必要などの意見が出された。

○その他、動燃は外部との関係でいろいろと制約もありその点を考慮する必要がある、競争的な経営を考えると国際入札を含め競争入札を積極的に行うべき、「枢要技術」の用語は要素技術の意味合いに誤解される恐れがある、組織の提案には当面のものが含まれると理解しているが組織横断的な組織についてはあくまでも現場重視の支援組織と位置づけるべき、現場に安全の責任を持たせても事故があったら現場に責任を押しつけるといった体制は問題であり経営陣の責任が重要、職員について広報などはもっと文化系の人材を活用すべき、新法人の将来の姿についても明示的にすべきなどの意見が出された。

(以上)